

令和2年度 文京区内部統制評価報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第4項に規定する評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

区においては、法第150条第2項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき、「文京区内部統制に関する方針」（令和元年11月11日）を策定し、当該方針に定めた財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行いました。

2 評価手続

令和2年度（会計年度）を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、区の体制に応じて財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

なお、原則として、法第235条の5に規定する出納の閉鎖までの間の整理事項は、評価基準日までに整理されたものとします。

3 評価結果

上記の評価手続による評価を実施した結果、運用上の重大な不備と判断した業務を把握したことから、区の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

4 重大な不備の是正に関する事項

3の運用上の重大な不備については、子ども家庭部子育て支援課において、平成24年度から令和2年度までに、児童手当、児童扶養手当及び児童育成手当（以下「児童手当等」という。）の支給額を決める際の所得額算定に誤りがあり、過払い及び未払いが判明したものです。内訳は、分離譲渡所得の算定誤りによる過払いが、15件で累計1,519,690円、先物取引所得の算定誤りによる未払いが、19件で累計2,768,460円でした。

是正措置として、対象受給者に個別に連絡し、謝罪するとともに、過払い分がある方へは、返還を依頼し、未払い分がある方については、速やかに支払を行ってまいります。また、再発防止に向けて、所得額算定に関する項目の確認を徹底し、児童手当等の適正な支給を行ってまいります。

さらに、このような不適切な事項が発生したことについては、全庁的に共有を図るとともに、重要性が高いリスクに対して効果的な対応策を整備し、及び実施することで、内部統制の取組を向上させ、一層適正な業務執行の確保に努めてまいります。

令和3年7月13日 文京区長 成澤 廣 修